

TUMUG 支援事業（男女共同参画・女性研究者支援事業）の実施について

東北大学男女共同参画委員会は、平成25年8月に策定された「東北大学における男女共同参画推進のための行動指針」にあります「両立支援・環境整備」「女性リーダー育成」「次世代育成」について、「TUMUG 支援事業（男女共同参画・女性研究者支援事業）」として、以下の七種のプログラムを実施します。

支援対象部局、対象者、応募期間等はプログラム毎に異なりますので、公募要領をよくご確認の上、所属部局担当事務部を通じご応募ください。皆様のご応募お待ちしております。

本事業の趣旨・目的

本学は男女共同参画の推進に努めておりますが、平成27年5月現在においても、女性教員・研究者の比率が13.1%、教授職に至っては5.3%と全国的に見ても非常に低い水準にあり、その比率増加が求められています。本事業では、出産、育児、介護等のライフイベントにおいても研究時間を確保し、研究を継続できるよう、その両立を図るための支援を行います。また、同時に、女性研究者が我が国や世界において研究リーダーとなって活躍するためのスキルアップのための支援を行います。

本事業は支援することだけが目的ではなく、制度を利用した研究者がこれらの支援により、研究者としてステップアップし、次世代のロールモデルとなることを期待するものです。

各プログラム共通の留意事項

(1) 申請にあたっては、所属部局の長（研究科長、センター長等）の承諾を得た上で、所属部局の担当事務部を通じ、申請書類を提出すること。

※ 各所属部局内での締切日に十分注意すること

(2) 申請にあたっては、所属する研究室内の教員と十分相談すること。

(3) 各申請様式等については、以下のホームページから入手すること。

男女共同参画委員会 HP：<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/danjyo/>

(4) 提出前に記載漏れがないよう十分に確認すること（記載漏れがある場合、書類不備とみなし、申請を受け付けない場合がある）。

(5) 申請後、記載事項について変更等が生じた場合には、速やかに所属部局の担当事務を通じ、総務企画部総務課へ連絡すること。

(6) 審査の過程または採択された場合において、別途資料の作成・提出を求められた場合は速やかに対応すること。

(7) 提出された申請書類は原則として返却しない。また、申請書に記載された個人情報は、選考・手続きの他、男女共同参画に係る各種案内等に限り使用する場合があります。

(8) プログラム利用後は報告書を提出すること。また提出された報告書等は男女共同参画委員会・男女共同参画推進センターのHP、報告書等で公開する場合があります。

(9) 同一部局で同プログラムへの申請が複数ある場合、当該部局で申請者の推薦順位を示すこと。

平成28年度 募集実施プログラム一覧

	項目	プログラム名	内容	対象者	本部締切 (部局内での締切に注意)
1	両立支援	研究支援要員	A型：研究支援要員雇用のために必要な人件費の補助（上限100万円） B型：大学から事務補佐員を派遣（週1～2日）	出産・育児・介護を行う 教員・技術職員	平成28年2月15日
2	両立支援	ベビーシッター利用料等補助	研究、講義、出張時のベビーシッター利用料等の補助（上限5万円/半期）	育児を行う教員、技術職員、 ポスドク、博士学生等	第1回 平成28年2月15日 第2回 平成28年9月上旬
3	女性リーダー育成	リーダー研究支援要員	大学から事務補佐員を派遣（週1～2日）	国の審議会委員等の要職に 就く女性教員・技術職員	平成28年2月15日
4	女性リーダー育成	スタートアップ研究費	1年目100万円、2年目50万円の研究費を支援	新規採用の女性教員（助教以上）	平成28年7月11日
5	女性リーダー育成	研究スキルアップ経費	会議・シンポジウム等の旅費支援 開催地が海外：上限30万円、 国内：上限15万円	女性教員（准教授、講師、 助教）	第1回 平成28年4月11日 第2回 平成28年10月上旬
6	次世代育成	サイエンス・エンジェル	高校等での出張セミナー、オープンキャンパス、科学イベント等の企画・実施	自然科学系部局に所属する 大学院女子学生	第1回 平成28年3月22日 第2回 平成28年5月2日
7	次世代育成	仙台Iゾンクラブ東北大学大学院女子学生 海外渡航支援	海外で開催される会議・シンポジウム等の旅費支援（上限15万円）	大学院女子学生	平成28年6月頃

※ 詳細は募集要項を参照

1 研究支援要員 両立支援 教員（性別問わず）

(1) 趣旨

研究者が、出産・育児・介護等（以後育児等とする）を理由に研究を断念することがないよう、研究と育児等の両立を目的として、研究支援要員（時間雇用職員）の雇用を補助する。研究支援要員の利用による支援を受け研究を継続することで、採択者が研究者として成長し、ステップアップすることを期待する。

(2) プログラム内容

A型：採択者が研究支援要員を雇用するために必要な人件費を補助する。

- ◎ 採択人数 6名程度
- ◎ 補助額は上限100万円とする。ただし、予算状況により減額となる場合がある。
- ◎ プログラム実施期間は通年（平成28年4月1日～平成29年3月31日）とする。
- ◎ 研究支援要員の職種は、原則、時間雇用職員（技術補佐員又は事務補佐員：週30時間を上限）とするが、場合によっては派遣職員も可能とする。
- ◎ 研究支援要員の業務内容は、採択者の研究と育児等の両立を目的とした技術的支援や事務補佐などとする。
- ◎ 採択された場合の具体の研究支援要員の募集、採用手続き等は、採択者及び所属部局において行うこととする。
- ◎ 本制度の利用は通算3回までとする。
- ◎ 審査の際は、実験や機材等の関係で時間・場所が拘束されるため、研究支援要員の配置によって研究の継続が可能になると見込まれる者を優先し採用する。
- ◎ 技術職員へは予算状況に余裕がある場合に支援する。

B型：採択者が要望する曜日、時間帯等に合わせて、総務企画部総務課より事務補佐員を派遣する。

- ◎ 採択人数 若干名
- ◎ 採択者の要望が重複する場合等には調整を行うことがある。
- ◎ 派遣期間は通年（平成28年5月1日～平成29年3月31日）とし、派遣日は原則として週1、2日程度とする（採択者の要望を考慮して決定する）。
- ◎ 事務補佐員の業務内容は、採択者の研究活動維持のための軽微な事務補佐（書類整理、旅費・物品購入書類の作成など）とし、技術的支援は行わない。
- ◎ 技術職員へは予算状況に余裕がある場合に支援する。

(3) 申請資格

本学に所属する教員（特任教員（運営）を除く）または技術職員（施設系技術職員を除く）のうち、次の各項のいずれかに該当する者。

- ① 同居する小学校就学の始期に達するまでの子の育児を現に自ら行っている者

- ② 補助の申請を行う日から6月以内に出産する予定である者又はその配偶者
- ③ 要介護認定を受けている父母そのほかの親族を介護している者
- ※ ただし、申請者の他に日常的に養育・介護できる者がいる場合は、申請できない。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙1「平成28年度研究支援要員利用申請書」
- ◎ 別紙9「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 申請資格について確認できる書類
子供の年齢を証明できる健康保険証・住民票、出産予定日を確認できる母子手帳、介護保険被保険者証等（写しも可）

(5) 申請締切

平成28年 月 日 ()

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は、部局内の申請書類を取りまとめ、上位3名まで部局長推薦順位を明記の上、平成28年2月15日（必着）までに総務企画部総務課へご提出ください。

※ ただし、推薦順位が上位でも審査により採択されない場合もあります。

※ 未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合は随時、総務企画部総務課へご相談ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成28年3月中旬（予定）。

(8) 年度報告

採択者は年度末に別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

男女共同参画シンポジウムへの参加やポスター発表、アンケートの回答、取材等

2 ベビーシッター利用料等補助

両立支援

研究者（性別問わず）

(1) 趣旨

子供を持つ研究者が出産・育児等を理由に研究を断念することがないように、研究と育児を両立させることを目的として、ベビーシッターや託児室の利用料等の補助を行う。

(2) プログラム内容（第1回）

ベビーシッターや託児施設の利用料等を補助する。

- ◎ 採択人数 20名程度
- ◎ 補助は上限5万円とする。ただし、予算状況により、減額となる場合がある。
- ◎ 平成28年度第1回のプログラム実施期間は、平成28年4月1日～平成28年9月30日の利用分とする。
- ◎ 主に研究、講義、学生指導、出張、学会参加などの研究と育児との両立を目的としたベビーシッター、託児施設における一時・延長保育などの利用に要する費用とする。
- ◎ 補助対象は、シッター等による保育業務（送迎に係る交通費、早朝、夜間の割増料金含む）に係る料金。家事代行等の附帯的な料金、入会金、年会費、キャンセル料等は補助対象外である。
- ◎ 本学学内保育施設の一時保育利用及び病後児保育室利用は、補助対象としない。

(3) 申請資格

本学に所属する教員（特任教員（運営）を除く）、技術職員（施設系技術職員を除く）、ポスドク（教育研究支援者など）、学生（博士課程後期3年の課程、医学履修課程、歯学履修課程若しくは薬学履修課程の在学生）のうち、次の各項のいずれかに該当する者。

- ① 同居する小学校3年生までの子の育児を現に自ら行っている者
 - ② 補助の申請を行う日から6月以内に出産する予定である者又はその配偶者
- ※ ただし、申請者の他に日常的に養育できる者がいる場合は、申請できない。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙2「平成28年度ベビーシッター利用料等補助利用申請書（第1回）」
- ◎ 別紙9「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 申請資格について確認できる書類
子供の年齢を証明できる健康保険証・住民票、出産予定日を確認できる母子手帳等（写しも可）

(5) 申請締切（第1回）

平成28年 月 日（ ）

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は、部局内の申請書類を取りまとめの上、平成 28 年 2 月 15 日 (必着)までに 総務企画部総務課 へご提出ください。

※ 未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合は随時、総務企画部総務課へご相談ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成 28 年 3 月中旬 (予定)。

(8) 年度報告

採択者は年度末に別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

- ◎ 第 2 回 (対象期間は平成 28 年 10 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日) は平成 28 年 9 月に募集を行う予定である。第 1 回目の採択者も応募可能であるが、その採択は予算状況による。
- ◎ 採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

男女共同参画シンポジウムへの参加やポスター発表、アンケートの回答、取材等

3 リーダー研究支援要員 女性リーダー育成

(1) 趣旨

社会貢献を行う女性研究者が、研究とその活動を維持・促進することを目的として、大学から事務補佐員を派遣する。研究支援要員による支援を受けて研究を継続することで、採択者が研究者として成長し、ステップアップすることを期待する。

(2) プログラム内容

採択者が要望する曜日、時間帯等に合わせて、総務企画部総務課より事務補佐員を派遣する。

- ◎ 採択人数 若干名
- ◎ 採択者の要望が重複する場合等には調整を行うことがある。
- ◎ 派遣期間は通年（平成 28 年 5 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）とし、派遣日は原則として週 1、2 日程度とする（採択者の要望を考慮して決定する）。
- ◎ 事務補佐員の業務内容は、採択者の研究活動維持のための軽微な事務補佐（書類整理、旅費・物品購入書類の作成など）とし、技術的支援は行わない。
- ◎ 技術職員へは予算状況に余裕がある場合に支援する。

(3) 申請資格

本学に所属する女性教員（特任教員（運営）を除く）または女性技術職員（施設系技術職員を除く）のうち、国や地方自治体等の審議会委員、学会の理事等の要職に就き研究時間の確保が困難な者。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙 3「平成 28 年度リーダー研究支援要員利用申請書」
- ◎ 別紙 9「利用申請に係る評価項目調書」
- ◎ 該当する審議会等の役職、会議頻度、業務に要する時間が確認できる書類

(5) 申請締切

平成 28 年 月 日（ ）

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は、部局内の申請書類を取りまとめ、上位 3 名まで部局長推薦順位を明記の上、平成 28 年 2 月 15 日（必着）までに総務企画部総務課へご提出ください。

※ ただし、推薦順位が上位でも審査により採択されない場合もあります。

※ 未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合は随時、総務企画部総務課へご相談ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成 28 年 3 月中旬（予定）。

(8) 年度報告

採択者は年度末に別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

男女共同参画シンポジウムへの参加やポスター発表、アンケートの回答、取材等

4 スタートアップ研究費 女性リーダー育成

(1) 趣旨

世界トップリーダーとなるような広い学問領域を見渡せる女性リーダーの育成を目的として、新規採用の女性研究者へスタートアップ研究費を支援する。本学で研究を始めたばかりの研究者がこの支援を受けることにより、今後自ら外部資金を獲得するなど、研究者として成長することを期待する。

(2) プログラム内容

採択者に研究のスタートにかかる研究費を支給する。

- ◎ 採択人数 5名程度
- ◎ 支給額は採用1年目上限100万円、採用2年目上限50万円とする。ただし、予算状況、他のプログラムでの採択状況により、減額となる場合がある。

(3) 申請資格

平成27年7月2日～平成28年7月1日に新規採用となった女性教員（任期なし、または任期規程適用の教授、准教授、講師、助教）

- ※ 特定有期雇用職員を除く。
- ※ 同一部局内での講師以上への昇任は申請対象に含まない。ただし、他部局からの異動かつ昇任は申請対象とする。
- ※ 平成28年7月2日以降の採用者については、次年度を採用1年目として申請するものとする。
- ※ 応募者多数の場合は女性教員比率の低い部局を優先する場合がある。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙4「平成28年度スタートアップ研究費申請書」
- ◎ 労働条件通知書（写し）

(5) 申請締切

平成28年 月 日（ ）

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は、部局内の申請書類を取りまとめの上、平成28年7月11日（必着）までに 総務企画部総務課 へご提出ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。

- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成 28 年 7 月末（予定）。研究費の配分日は平成 28 年 8 月 1 日付け（予定）

（8）年度報告

採択者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

（9）その他

採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

男女共同参画シンポジウムへの参加やポスター発表、アンケートの回答、取材等

5 研究スキルアップ経費 女性リーダー育成

(1) 趣旨

世界トップリーダーとなるような広い学問領域を見渡せる女性リーダーの育成を目的として、研究スキルアップにつながる、学会等への参加経費の支援を行う。採択者が学会等に積極的に参加することでスキルアップし、今後自ら外部資金を獲得するなど、研究者として成長することを期待する。

(2) プログラム内容 (第1回)

採択者に平成28年5月1日～平成28年10月31日の期間に開催される会議、シンポジウム、研究会等への参加旅費、登録料、論文校閲費等の一部を支給する。

- ◎ 採択人数 10名程度
- ◎ 支給額は下記のとおりとする。ただし、予算状況、他のプログラムでの採択状況により、減額となる場合がある。
 - ① 開催地が海外の場合：上限30万円
 - ② 開催地が国内の場合：上限15万円

(3) 申請資格

本学に所属する女性教員（准教授、講師、助教）。

- ※ 特任教員（運営）を除く。
- ※ 外部資金による雇用を除く。
- ※ 応募者多数の場合は女性教員比率の低い部局を優先する場合がある。

(4) 申請書類

- ◎ 別紙5「平成28年度研究スキルアップ経費申請書」
- ◎ 参加予定の学会プログラム・概要
- ◎ 航空機運賃見積もり（航空機を利用する場合のみ）

(5) 申請締切

平成28年 月 日（ ）

(6) 提出先

各部局総務担当係 _____

※ 各部局総務担当係は、部局内の申請書類を取りまとめ、上位3名まで部局長推薦順位を明記の上、平成28年4月11日（必着）までに総務企画部総務課へご提出ください。

※ ただし、推薦順位が上位でも審査により採択されない場合もあります。

※ 未申請者において年度途中にあつて緊急の理由により支援を必要とする場合は随時、総務企画部総務課へご相談ください。

(7) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。
- ◎ 採択日は平成 28 年 4 月末（予定）、経費の配分日は 5 月 1 日付け（予定）。

(8) 年度報告

採択者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

(9) その他

◎ 第 2 回（対象期間は平成 28 年 11 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）は平成 28 年 10 月に募集を行う予定である。第 1 回目の採択者も応募可能であるが、その採択は予算状況による。

◎ 採択者は男女共同参画委員会及び男女共同参画推進センターからの下記のような男女共同参画推進に係る依頼に可能な限り協力すること。

男女共同参画シンポジウムへの参加やポスター発表、アンケートの回答、取材等

6 サイエンス・エンジェル 次世代育成

(1) 趣旨

次世代の女性研究者としての育成、並びに自然科学研究に従事する使命・責任感の醸成を目的として、自然科学系部局に在籍する大学院女子学生をサイエンス・エンジェルとして任命し、小中高生を対象とした次世代育成活動を行う。

(2) プログラム内容

- ① 母校や地域の高等学校等からの依頼に基づき、自分のこれまでの体験や現在の研究について語るなど、自然科学をより身近に感じてもらえるようなメッセージを伝えるセミナーや科学イベントを行う。
 - ② 本学の男女共同参画シンポジウムや他機関で開催される男女共同参画に関するシンポジウム等へ参加し男女共同参画への意識の向上を図る。
 - ③ 上記のほか、女子学生及び女性研究者を対象として行う各種行事への参加、出展等を行う。
- ※ 本プログラムの運用は男女共同参画推進センターで行う。
※ 勤務として行う活動については、活動実績に応じて給与を支給する。
※ 活動頻度は月 1～3 回程度であり、参加は本人の自主性のもと割り振る。

【参考】 サイエンス・エンジェル活動内容 WEB サイト

URL : http://www.morihime.tohoku.ac.jp/next_generation/sa/

(3) 応募資格

下記対象部局に在籍する大学院女子学生

(4) 対象部局

自然科学系研究科（理学・医学系・歯学・薬学・工学・農学・情報科学・生命科学・環境科学・医工学）

(5) 任命人数（予定）

40 名程度

(6) 時間単価

- ◎ 1300 円（修士課程若しくは博士課程前期 2 年の課程に在学する者、又はこれらと同等の能力を有すると認められる者）
- ◎ 1400 円（博士課程に在学する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）

(7) 応募書類

- ◎ 別紙6「平成28年度サイエンス・エンジェル応募申請書」
- ◎ 別紙7「履歴書」
- ◎ 学生証の写し

(8) 応募締切

- ◎ 継続申請※の場合 平成28年 月 日 ()
(本部締切 平成28年3月22日)
(4月中旬に結果を通知し、平成28年5月2日(月)採用予定)

- ◎ 新規申請の場合 平成28年 月 日 ()
(本部締切 平成28年5月2日)
(5月下旬に結果を通知し、平成28年6月1日(水)採用予定)

※ 平成27年度にサイエンス・エンジェルとして採用された者のうち、平成28年度も継続して活動を行いたい者は継続申請の締切までに応募書類を提出すること。

(9) 提出先

各部局担当係 _____

※ 各部局担当係は、部局内の申請書類を取りまとめ、本部締切(上記)までに総務企画部総務課へご提出ください。

(10) 審査

- ◎ 男女共同参画委員会内に設置する審査会において書類選考を行う。
- ◎ 選考過程において追加書類の作成・提出や面接を実施することがある。

(11) 留意事項

- ◎ 日本学術振興会特別研究員(DC)及びリーディングプログラム院生(奨励金を受給する者)等で他の職種と兼務することができない者は、サイエンス・エンジェル・ボランティアとして活動し、給与は発生しない。
- ◎ 平成28年6月4日(土)に開催するオリエンテーションに必ず参加すること。

(12) 活動報告

任命者は別途指定する方法により、報告書を作成すること。

7 仙台 I ゾンタクラブ 東北大学大学院女子学生海外渡航支援事業

次世代育成

(詳細は後日通知)

(1) 趣旨

本学創立 100 周年を記念して、国際理解と社会奉仕、女性の社会的地位向上を目指す団体「仙台 I ゾンタクラブ」から、これからの社会を担う前途有為な人材への支援として、本学に在籍する大学院女子学生を対象とした支援金（名称：仙台 I ゾンタクラブローズ支援金）が本学へ贈呈された。本支援金を基金として、海外において開催される国際学会等で研究発表を行う大学院女子学生を対象として、その渡航に係る費用を支援することにより、世界で活躍できる女性の人材育成並びに本学における男女共同参画を推進することを目的とし実施する。

(2) プログラム内容

申請に基づき、渡航に係る費用を支給する。

- ◎ 採択人数 2名
- ◎ 支給額は上限 15 万円とする。

(3) 申請資格

本学に在籍する大学院女子学生（渡航時にも本学大学院女子学生の身分を有する者。研究分野、国籍は問わない。なお、これまで海外において開催される国際学会等で研究発表を行う機会が少なかった者を優先する。）

※ 詳細は、平成 28 年 5 月頃に別途通知する。

※ 対象とする渡航期間は平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月とする。